

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性①

## 質問

X社のような非上場の同族会社が、乙のような少数株主（4頁の「同族株主以外の株主」）からその株式を買取る場合、その買取価額は5頁の配当還元価額であれば、税務上は時価と取り扱われることは理解できました。ただし、配当還元価額は例えば純資産価額に基づく株価に比べかなり低いので、その価額で買取りを行うと、買取り前に比べ他の株主（甲ら同族株主）の株式の価値は増加すると思われます。上記の場合、同族株主に相続税法9条のみなし贈与の問題が生じる可能性についてどう判断したらよいのでしょうか。

## 回答

相続税法9条のみなし贈与が生じるケースを例示している相基通9-2には当たらず、またみなし贈与に係る裁判例で示された同条の適用の在り方などからも、ご質問の自己株式の買取りの前後で、同族株主の株式の時価が増加する結果になっていても、配当還元価額での買取りに応じる少数株主と同族株主との間に特殊な事情がない限り、みなし贈与課税を意識する必要はないと思われます。

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性②

### 解説

#### 1. 概要

相続税法9条第1項（本文）の要旨は、「第5条から第8条まで及び信託に関する特例規定が適用される場合を除き、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、その時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合は、その価額を控除した金額）を、当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす。」というものです。また、相基通9-2は、次のように規定しています。

同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものととして取扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は財産の譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があった場合...当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があった場合...当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があった場合...当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合...当該財産の譲渡をした者

## 2. 相基通9-2(4)へのあてはめ

相基通9-2(4)は「財産の譲渡」と譲渡者側の立場で書かれており、株式をその発行法人に譲渡する少数株主にとっては、その譲渡する株式は明らかに「財産」ですが、その株式を取得する発行会社にとっては、自己株式は、法人税法上「有価証券（2条21号）」ではなく、また会社法上も純資産の部の控除項目とされ、経済的にみても資産性は認められません。したがって発行会社にとって自己株式は「財産」といえません。以上により、発行会社において取得する自己株式に財産性が認められない以上、相基通9-2(4)に沿って判断すること自体ができないと思われれます。

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性③

### 3. 相基通9-2(3)に類する問題として検討

#### ①はじめに

発行会社は少数株主からの自己株式の取得に伴い、対価の支払債務を負うことから、その取得の対価として“支払われる金員が、本来の税務上のあるべき支払債務の額との比較で著しく低くないか”、という9-2(3)に類する問題として検討をすべきだとも考えられます。仮に、その取得の対価が本来の支払債務の額よりも低額だとした場合、その差額は同(3)の「対価を受けないで会社の債務の免除」をした場合に該当すると考えられます。その検討においては、「本来の支払債務の額」をどう算定するべきかという問題が生じますが、本来の支払債務の額は、その債権者である少数株主が譲渡直前に有していた株式に帰属・対応する税務上の株主価値として算定されるべきと考えられます。

同族会社の少数株主は、その有する株式を発行会社に譲渡することで、譲渡した株式を通じて自己に帰属していた株主価値を失い、その対価・補償として発行会社から金員の交付を受けるとみることができるから、〈その失われる株主価値として税務上相当と認められる要・補償額〉により「本来の支払債務の額」をみて、相続税法9条のみなし贈与の判定を行うことには合理性があると考えられます。

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性④

### ②少数株主における〈...税務上相当と認められる要・補償額〉とは

表題の額は、少数株主の譲渡直前の税務上の株主価値であり、それは譲渡直前の税務上の株式の時価（少数株主のため1株当たりの配当還元価額）×譲渡株数で算定することがふさわしいといえます。

なぜなら、税務（＝財基通）上、非上場株式については、同じ権利内容を持つ株式であるにもかかわらず、少数株主かそれ以外の株主（＝同族株主）かの属性により、その評価法が原則的評価か特例的評価（配当還元価額）に分かれ、株主がその保有する株式を通じて支配する企業価値の部分を、少数株主かそれ以外の支配（同族）株主によって二通りに算定しています。すなわち、株主の属性により、それぞれの方法による1株当たりの評価額が大きく違って一物二価となることを受け入れています。したがって、表題の額は、そのことを前提に又はそのことと整合的に考えなければならないと思われれます。そうすると、自己株式の取得取引の直前に、その取引相手の少数株主が有していた株式の税務上の時価総額（＝1株当たりの配当還元価額×譲渡株数）が、少数株主の「税務上相当と認められる要・補償額」であり、発行会社における本来の支払債務の額とみることがふさわしいといえます。

### ③結論

非上場株式を発行している同族会社などの会社が、その少数株主から配当還元価額を対価として自己株式を取得する取引を行っている場合、9-2(3)に類する問題としてとらえると、発行会社は当該取引における本来の支払債務と等価の金員を支払っているので、(3)又はそれに類するケースには該当しないと思われれます。

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性⑤

### 4. 相続税法9条の適用の在り方からの検討

相基通9-2はあくまで例示なので、同通達に該当しなくても、質問の取引の結果、他の株主（同族株主）の株式の価値（相続税法上の評価額）が通常は増加すると考えられ、同取引はその引き金になっているといえる以上、やはりみなし贈与が気になるという向きは少なくないかと思えます。

しかし、そのことは、根本的には、財基通が定める株式の評価法の違い（特例的評価方式＝配当還元価額と原則的評価方式）に起因して必然的に生じる計算上の結果というべきです。つまり、同取引後、他の株主の株式の価値は増加するけれども、同取引で少数株主は株式の譲渡につき正当な対価・補償（配当還元価額）を得ているのであり、同取引自体において、少数株主から発行会社に不当な（発行会社にとって不相応に有利な）価値の移転は、（少なくとも税務上の評価としては）生じていないということを重視すべきだと思われれます。

これに対して、相基通9-2が掲げる取引4類型（7頁参照）は、すべて、その取引を通じ発行会社において、適正な対価なしで、不相当に有利な価値の移転による財産の増加が生じ、それが株式の価値の増加に直接的に結びついています。

よって同族会社の株式の価値の増加による「みなし贈与」は、[1] まず同族会社が、通常はその同族会社や株式の価値の増加を享受する同族株主などと特殊な関係のある者から、そのような経済的利益を受けているという‘事実’があり、[2] その結果、その同族会社の他の株主の株式の価値が上昇したことに着目して課税することが予定されており、相基通9-2の例は、そのことの現れとみるべきだと考えられます。

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性⑥

少数株主は、通常は同族株主から見て、「特殊な関係のある者」ではありませんし、仮に同族関係者であっても、その中より中核的なグループとされる「中心的な同族株主」からは疎遠でそれに当たらない者です。また、他の株主（同族株主等の支配株主）の株式の価値が増加する結果は、一物二価となる時価評価ルールを取っていることに起因するものであり、自己株式の取得取引で、その後に残る他の株主の株式の価値が増加しない結果となるようにするには、どんな株主から取得するかに関わらず、取得前の同族株主等の株式の時価と取得後のそれが一致するような対価（当然、配当還元価額よりは高くなります。）としなければならず、その算定の煩雑さはともかくとして、それはその取得の税務上の時価としては高すぎることになることから不合理だと思われれます。他の株主の株式の価値の増加という結果だけをとらえて、みなし贈与を認定することは不当といえます。

### 5. 相続税法9条の適用の在り方に係る、東京地裁平成26年10月29日判決の判示

表題の判示（抜粋）は以下の通りです。

「相続税法9条は、贈与契約の履行により取得したものとはいえないが、関係する者の間の事情に照らし、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、その取得した経済的利益を贈与により取得したものとみなして、贈与税を課税することとしたものであると考えられる。…（略）…同条の趣旨からすれば、「当該利益を受けさせた者」と「当該利益を受けた者」を含む関係する者の間の事情に照らし、同条の掲げる者の間での直接的な利益の授受がなくとも、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合には、同条の規定を適用することが許されると解するのが相当である。」

## 非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合の同族株主に対するみなし贈与課税の可能性⑦

そして前述の内容を押し広げて、「同規定（講師注：相続税法9条）が同法4条から8条までの規定を補充する性格のものであることは、その文理から明らかであることに加え、前記...同法9条の規定の趣旨に照らせば、同規定については、...関係する者の間に同法4条から8条までに規定する場合に類するような相応の事情があることを前提として、実質的にみて、贈与があったのと同様の経済的利益の移転の事実がある場合に適用があるものと解され、原告が主張するように個人が同族会社以外の法人に資産を低額で譲渡した場合につき当然にその適用があるものとは断じ難く、...」と述べています。

以上の判示の「関係する者」には、少数株主とそれ以外の株主（同族株主など）が該当すると考えられますが、「4条～8条までに規定する場合」とは、特別縁故者への財産分与、保険の受取人にすることや、著しく低額な対価での財産の譲渡など直接的な経済的利益の供与ですから、それらが行われる「相応の事情」は、当事者間にそれらの行為が当然・自然といえるだけの濃い、特別な関係（親族関係が代表例）があって、それらの行為につきお互いに事前に了解している、又は事後的に知ったとしても、それを驚かないだけの関係にあるという事情であることが普通です。同族会社であってもその少数株主と支配株主である他の株主の間には通常そのような事情はないでしょうから、上記の相続税法9条適用の「前提」は満たされません。そうであれば、ご質問の取引により、他の株主の株式の価値が増加したという結果だけで、同条によるみなし贈与が認定されることはないと思われます。

### 6. まとめ

1～5より、少数株主からの自己株式の取得取引を配当還元価額又はそれに近い価額を対価として有償で行っている場合、その他の株主に対する「みなし贈与課税」は、原則としてないと思われます。

## 山崎 信義

**税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士**

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。  
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



